

(整理番号 1920)

長野地方最低賃金審議会 長野県印刷、製版業最低賃金専門部会(第2回)

議事要旨

開催日時	令和元年10月8日 14:00～15:30		
出席状況	公益を代表する委員	出席2人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席3人	定数3人
議題	1 金額等審議について 2 答申及び部会長報告について 3 その他		
<p>1 金額等審議について</p> <p>(1) 事務局から配布資料について説明があった。</p> <p>(2) 金額以外</p> <p>金額以外の適用地域、適用使用者、適用労働者、算入しない賃金については、昨年と同様とすることとされた。</p> <p>※なお、来年度以降、金額以外の事項についても幅広く議論すべきことについて労使双方から意見があった。</p> <p>(3) 基本的な考え方、金額提示(現行時間額827円)</p> <p>最初に労働者代表委員からは、地場産業であり主要産業であった伝統ある長野県の印刷産業において、地位向上やイメージアップのためにも特定最賃の引き上げが必要であること、時給を上げてでも人材や働く者のモチベーション等を確保し、若者が印刷会社で働くことを望み、働いてよかったと思える産業にしていく必要があること、全国で本件特定最賃が設けられているのは長野県と京都府のみであり、中でも長野県だけが審議会を開催しており、その結審等が全国の参考数値となる可能性もあり、貴重な審議会を無くすことがあってはならないこと、審議にあたり1,248名の署名があり、その思いを汲み取って欲しいこと等の意見、主張が出された。</p> <p>次に使用者代表委員からは、本件特定最賃が設けられているのは京都府と長野県だけであり、京都府では地域最賃額と本件特定最賃額がまったく同様に上昇しており、長野県も本件特定最賃の取扱いを変えていく必要があること、現在の印刷業は過去とは全く違う状況に置かれていること、長野県の本件特定最賃は平成23年度から27年度まで時間額747円で</p>			

据え置かれていたが、業界に影響があったとは考え難いこと、昨今の経営環境は厳しく、今年度県最賃の上げ幅（前年比プラス27円）であっても業界には厳しいこと等の意見、主張が出された。

その後、協議の結果、最終的には、

労働者代表側 27円引き上げの時間額854円

使用者代表側 23円引き上げの時間額850円

以上がそれぞれ適当である旨の金額提示が行われたものの、協議が整わなかったもの。

2 その他

次回本部会は、令和元年10月21日午前10時30分から開催することとなった。

配付資料

- No. 1 長野地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会委員名簿（印刷、製版業）
- No. 2 特定最低賃金専門部会運営規程（印刷、製版業）
- No. 3 長野県印刷、製版業最低賃金の改正決定について
（平成30年10月19日付け報告文写）
- No. 4 長野県印刷、製版業最低賃金の改正決定について
（平成30年10月19日付け答申文写）
- No. 5 長野県における最低賃金改定の推移
- No. 6 長野県賃金実態調査結果報告書（印刷、製版業）
- No. 7 最近の雇用情勢（令和元年8月分）